

株式会社 豊田ふるさとセンター（定款）

平成 8年10月24日作 成
平成 8年10月24日公証人認証
平成 8年11月 1日会社成立
平成16年11月 1日組織変更

株式会社豊田ふるさとセンター定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社豊田ふるさとセンターと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 米、野菜、きのこ、木炭、木杭類の農林產品の販売及び受託販売
2. 食料品、酒類、清涼飲料水、嗜好飲料及び調味料の販売
3. 農薬、肥料及び種苗の販売
4. 手芸品、工芸品、衣料品及び日用品雜貨の販売
5. タバコ、塩、郵便切手及び収入印紙の販売
6. 菓子類及び惣菜等の製造販売
7. 観光用土産品の販売
8. 飲食店業
9. 温泉利用施設の運営
10. 前号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を山口県豊浦郡豊田町大字中村876番地4に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、5,000株とする。

(株券の種類)

第6条 当会社の発行する株式は、1株券のみとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(名義の書換)

第8条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に取得者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。譲受以外の事由により株式を取得した者は、株式のほかにその事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株式の分割・併合、株券の毀損又は汚損等の事由により株券の再交付を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。株券喪失の事由によるときは、株券喪失登録申請に基づき株券が無効となった後に新株券の発行を請求することができる。

(手数料)

第11条 前条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第12条 当会社は毎決算期の翌日からその決算期に関する定時総会の終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。前項のほか権利者を確定する必要があるときは、2週間前に公告して、一定期間株主名簿の記載の変更を停止することができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者、信託株式の受託者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様となる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の議決は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権のある株主の議決権の過半数によってこれを決する。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

第4章 取締役、取締役会、及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第18条 当会社に取締役5名以内を、監査役2名以内を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第19条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを選任する。取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役付取締役)

第21条 当会社に社長1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選任する。社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。また必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第22条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。

(報酬)

第24条 取締役並びに監査役の報酬及び退職慰労金は、取締役の分と監査役の分とを区分して、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記載された株主及び登録質権者に対して支払う。利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第27条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は606株とし、その発行価格は1株につき金5万円とする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(最初の営業年度)

第29条 当会社の最初の営業年度は、当会社の設立の日から平成17年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役)

第30条 当会社の最初の取締役及び監査役は、次のとおりとする。

取締役 吉本知則、藤岡準二、山口政夫、増田 實
監査役 中丸一彦、白石雅宏

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第31条 発起人の氏名、住所及び発起人が引き受けた株式の数は次のとおりである。

山口県豊浦郡豊田町大字殿敷1918番地1
600株 豊田町 町長 吉本知則

山口県下関市秋根北町4番1号
2株 豊関農業協同組合 代表理事組合長 福富壽

山口県豊浦郡豊田町大字矢田219番地1
2株 山口県西部森林組合 組合長 睦田幸雄

山口県豊浦郡豊田町大字西市41番地2
2株 豊田町商工会 会長 増田實

以上、株式会社豊田ふるさとセンターを設立するために、ここに定款を作成し、
発起人が次に記名押印する。

平成16年 9月24日

発起人 豊田町 町長 吉本知則

豊関農業協同組合
代表理事組合長 福富義

山口県西部森林組合 組合長 陸田幸雄

豊田町商工会 会長 増田實